

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（813））
2. 日 時：平成30年3月28日 15時00分～16時50分
3. 場 所：原子力規制庁 13階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、小林主任安全審査官、沼田主任安全審査官、秋本安全審査官、角谷安全審査官、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）（他7名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、本日提出のあった「東海第二発電所 設置変更許可に係る審査資料の確認体制について」及び「東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価」を用いて、炉心損傷防止対策の有効性評価のうち高圧・低圧注水機能喪失等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 解析上考慮していない操作については削除し、有効性評価を確認している対策が何であるか明確にすること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可に係るまとめ資料の確認体制について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 比較表（高圧・低圧注水機能喪失）